

様式第 2 号

インターンシップ実施に関する覚書

〇〇〇〇大学（以下「甲」という。）と公益社団法人山梨県建設技術センター（以下「乙」という。）は、令和 6 年度公益社団法人山梨県建設技術センターインターンシップ実施について、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 乙は、学生に就業意識の向上のための機会を提供するとともに、乙の業務に対する理解を深め、自らの適性や能力を見極めることを目的とする。

（実習期間及び実習時間）

第 2 条 実習の受け入れを決定した学生（以下「学生実習生」という。）の実習期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日とする。

2 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

（実習内容）

第 3 条 学生実習生の実習内容は、乙と学生実習生が協議の上、詳細を定める。

（報酬等）

第 4 条 乙は学生実習生には、賃金、報酬、手当及び旅費等その他の金品は支給しない。

（損害保険及び損害賠償保険への加入）

第 5 条 甲は、実習中の事故に備えて、損害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

（服務）

第 6 条 学生実習生は、在籍する大学等の学生としての身分を保有したまま、実習を行う。

2 学生実習生は、乙の職員の指示に従い、実習期間中は実習に専念しなければならない。

3 学生実習生は、乙の職務の信用を傷つけ、又は、不名誉となるような行為をしてはならない。

4 学生実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない、実習終了後も同様とする。

5 学生実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に受け入れ所属の所属長の承認を得なければならない。

6 学生実習生が故意又は過失により乙又は第三者に損害を与えた場合は、学生実習生は、乙又は第三者に対して責任を負う。

7 学生実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができないときは、あらかじめ受け入れ所属にその旨連絡しなければならない。

(誓約)

第7条 学生実習生は、乙に対して誓約書を提出しなければならない。

(実習の中止)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) 学生実習生が第6条の規定による服務義務に反する行為を行ったとき。
- (2) 実習を継続することにより業務に支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

(実習の証明)

第9条 乙は、甲から求められたときは、学生実習生の実習内容等について証明を行うものとする。

(その他)

第10条 この覚書に定めのない事項及び覚書への疑義が生じた場合、甲と乙が協議し対応を決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所有するものとする。

令和 年 月 日

甲

印

乙 山梨県甲府酒折一丁目 2075 番 2 号
公益社団法人山梨県建設技術センター
理事長 ○○ ○○ 印